

豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツパートナー募集要項

(趣旨)

第1 この募集要項は、豊山町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、豊山町社会教育センターまたは豊山グランドに愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得するネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）の募集に関して、必要な事項を定めるものとする。

(契約期間、ネーミングライツ料等)

第2 対象の施設、契約期間、ネーミングライツ料は以下のとおりとする。

(1) 施設名〔所在地〕

- ①豊山町社会教育センター〔豊山町大字豊場字和合 72 番地〕
- ②豊山グランド〔豊山町大字豊場字小道 3 番地 2〕

(2) 契約期間

原則 5 年（契約期間の満了に当たり、契約更新の希望があり、期間中に違反、失格事項等がないと認められる場合、最大 2 回の優先交渉権を付与する。）

(3) ネーミングライツ料

豊山町社会教育センターは年額 1,800,000 円以上（税込）、豊山グランドは年額 1,000,000 円以上（税込）とする。申込者は、本項の規定により定められたネーミングライツ料を、年度ごとに、町が定める期日までに一括して納入するものとする。ただし、町が必要と認めるときは、この限りではない。

(命名の条件)

第3 命名の条件は以下のとおりとする。

- (1) 愛称は、公共の施設にふさわしいものとし、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から町民の理解が得られるものとする。
- (2) 愛称は、日本語及び英語アルファベットによる表記に限る。ただし、企業ロゴや企業マークについてはこの限りではない。
- (3) 要綱第 3 条第 3 項の各号のいずれかに該当するものは、愛称として使用できない。
- (4) 豊山町社会教育センターの設置及び管理に関する条例等に基づく名称は、現行のままとする。
- (5) 契約期間中の愛称の変更は不可とする。

(費用負担)

第4 愛称付与に伴う費用負担は以下のとおりとする。

区分	町	パートナー
敷地内外の施設看板や道路標識等の表示変更※		○

パートナーが変更・新設した施設看板等の維持管理		○
契約終了後の原状回復		○
契約締結後に作成するパンフレット等の印刷物や町ホームページ等の表示変更	○	

※ 表示変更は、町や関係機関等と協議の上、可能な範囲で行うことができる。

(募集開始)

第5 募集開始は、令和8年4月1日からとする。

(申込方法)

第6 申込方法は、以下のとおりとする。

(1) 提出書類

- ① 豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツ申込書
(様式第1号)
- ② 愛称表示のイメージ図
- ③ 豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツ誓約書
(様式第2号)
- ④ 法人格のない団体にあつては、定款・寄付行為・規約又はこれらに類する書類(写し)
- ⑤ 法人にあつては、発行後3か月以内の法人登記に係る商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本)
- ⑥ 貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- ⑦ 事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- ⑧ 共同応募の場合、構成員・責任の範囲等を定めた協定書等(任意様式)
- ⑨ 個人及び法人格のない団体の代表者にあつては、発行後3か月以内の成年後見登記されていないことの証明書及び本籍地の市区町村長発行の身分証明書(原本)
- ⑩ 該当する場合は、更生手続開始決定・再生計画認可決定を証する書類(写し)
- ⑪ 納税証明書(原本)
- ⑫ 個人及び法人格のない団体の代表者にあつては、発行後3か月以内の住民票の写し(原本)
- ⑬ 印鑑証明書(原本)
- ⑭ その他、町が必要と認めるもの

(2) 提出部数 1部

(3) 提出先 豊山町社会教育センター [豊山町大字豊場字和合 72 番地]

(選定方法)

第7 町は、前条の応募があったときは、豊山町社会教育センター所管施設ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査を経て、パートナーを決定する。

2 町は、前項による決定をしたときは、豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツ採用決定通知書（様式第3号）または豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツ不採用決定通知書（様式第4号）により選定結果を応募者に通知するものとする。

(選定委員会)

第8 前条に規定する選定委員会は、教育委員会事務局長、生涯学習課長、総務課長、企画課長、まちづくり推進課長で構成し、委員長は教育委員会事務局長とする。

2 選定委員会は、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 選定委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 選定委員会の庶務は教育委員会事務局生涯学習課社会教育センターにおいて処理する。

(契約締結)

第9 町とパートナーは契約に向けた細部の協議・調整を行い、双方が合意に至った後、町とパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結するものとする。

2 町とパートナーが契約に向けた細部の協議・調整を行ったが、双方の合意に至らず協議を終了するときは、町はパートナーに豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツ協議終了通知書（様式第5号）により通知する。

(契約解除)

第10 契約期間中、パートナーが要綱別記に記載する規制業種又は事業者に該当することが明らかになった場合、社会的信用を損なう行為等により町又は施設のイメージが損なわれた、又は損なわれるおそれがある場合等、パートナーとすることが適当でないと認められるときは、町は契約を取り消し、又は解除することができる。この場合、町はパートナーに豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツ契約解除通知書（様式第6号）により通知するものとする。また、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とする。

(ネーミングライツ料の還付)

第11 契約期間中、町の都合により施設を廃止した場合等を除き、納入されたネーミングライツ料は還付しない。

(協議)

第12 この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町とパートナー双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第13 この要項に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、町が定める。

様式第1号

豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツ申込書

年 月 日

豊山町長

住 所

名 称

代表者職氏名

次のとおりネーミングライツの申し込みを行います。

なお、申し込みにあたっては、「豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツパートナー募集要項」等、関係規定の内容を順守するとともに、募集案内に規定する応募資格を満たしていることを誓約します。

また、本件に関して豊山町が得る対価を社会教育センター・豊山グランドの維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることに賛同します。

1 申込施設 ※申込を希望する施設のどちらかまたは両方に○を記入してください。

() 豊山町社会教育センター

() 豊山グランド

2 愛称

・社会教育センター

愛称	
理由	

・豊山グランド

愛称	グランド
理由	

・社会教育センターアリーナ

愛称	アリーナ
理由	

※社会教育センターに命名を希望される方のうち、アリーナにも個別で命名を希望される場合のみ記入してください。

・社会教育センターホール

愛称	ホール
理由	

※社会教育センターに命名を希望される方のうち、ホールにも個別で命名を希望される場合のみ記入してください。

3 ネーミングライツ料

・社会教育センター

年額	円
----	---

※消費税を含まない金額を記載してください。(消費税は別途必要です。)

・豊山グラウンド

年額	円
----	---

※消費税を含まない金額を記載してください。(消費税は別途必要です。)

4 社会貢献

--

※社会教育センター・豊山グラウンドの魅力向上・町民サービスの向上・地域活性化の内容等を記載してください。(任意)

5 希望するパートナーメリット

--

※希望がある場合のみ記載してください。

6 その他特記事項

--

※事業を実施するにあたっての条件、本町に協力を求める事項等があれば記載してください。
※4～6については、別紙に記載していただいても結構です。

7 事務担当者連絡先

所属・氏名	
所在地	
電話番号	
メールアドレス	

豊山町長

住 所
名 称
代表者職氏名

豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツ誓約書

申込者、申込者の役員または申込者の法定代理人は、豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツへの申込みを行うに当たり、下記のいずれかにも該当せず、また将来においても該当しないことを誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して豊山町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

また、豊山町において必要と判断した場合は、役員名簿等の必要書類を提出するとともに、対象となった者の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 暴力団（豊山町暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 28 日条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどする者
- 3 暴力団または暴力団員等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与する者
- 4 暴力団または暴力団員等であることを知りながらこれと取引したり、または不当に利用するなどする者
- 5 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 6 次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）
 - (1) 暴力的な要求
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 契約の履行または使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動または暴力
 - (4) 偽計または威力を用いての町職員等の業務の妨害
 - (5) (1) から (4) までに掲げる行為に準ずる行為

号
年 月 日

様

豊山町長

豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツ採用決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツについては、次のとおり採用することを決定しましたので、豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツパートナー募集要項第7の2の規定により通知します。

・社会教育センター

提案された愛称	
---------	--

・豊山グランド

提案された愛称	グランド
---------	------

・社会教育センターアリーナ

提案された愛称	アリーナ
---------	------

・社会教育センターホール

提案された愛称	ホール
---------	-----

様式第4号

号
年 月 日

様

豊山町長

豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツ不採用決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツについては、次のとおり不採用とすることを決定しましたので、豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツパートナー募集要項第7の2規定により通知します。

・社会教育センター

提案された愛称	
不採用理由	

・豊山グランド

提案された愛称	グランド
不採用理由	

・社会教育センターアリーナ

提案された愛称	アリーナ
不採用理由	

・社会教育センターホール

提案された愛称	ホール
不採用理由	

様式第5号

号
年 月 日

様

豊山町長

豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツ協議終了通知書

年 月 日付で申し込みのありました豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツについては、次のとおり契約締結に向けた協議を終了しますので、豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツパートナー募集要項第9の2の規定により通知します。

終了年月日	年 月 日
協議を終了する理由	

様式第6号

号
年 月 日

様

豊山町長

豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツ契約解除通知書

次のとおり豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツ契約を解除しますので、豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツパートナー募集要項第10の規定により通知します。

契約した愛称	
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年間)
解除年月日	年 月 日
解除の理由	

※ 施設等は直ちに原状に回復してください。